

平成31年度第5回南関町農業委員会会議録

令和元年7月10日(水)
午後1時30分開会
南関町役場 第1会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会
2. 農業委員憲章朗読
3. 会長挨拶
4. 議事録署名人の指名
 - 1番 片山幸次君
 - 9番 大倉公泰君
5. 議 事
 - 第15号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第16号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第17号議案 農地利用集積計画の承認について
6. その他
7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 竹島久利君	副会長 釘崎眞貴子君
1番 片山幸次君	2番 橋本勝君
3番 菅原和義君	4番 末竹信雄君
5番 荒木茂君	6番 西山良輔君
7番 片山カツ子君	8番 山本精武君
9番 大倉公泰君	

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(3名)

事務局長 東田彰夫君

書 記 上 田 賢 君
書 記 美 奈 川 徹 君

平成31年度第5回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

1. 開会

○副会長（釘崎 眞貴子君） それでは、ご起立ください。

ただいま令和元年度第5回農業委員会総会を開会いたします。

礼、着席。

○事務局長（東田 彰夫君） 皆さん、こんにちは。

本日は委員の皆様、全員ご出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（東田 彰夫君） それでは農業委員憲章朗読を4番の末竹委員さん、よろしくをお願いします。

○4番（末竹 信雄君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（東田 彰夫君） ありがとうございます。

それでは、総会開会にあたりまして、会長より挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（竹島 久利君） 今日は大変な雨でよかったと思います。これがもうちょっと早かったら田植えもよかったと思いますが、今日は季節がらちょっとずれてるような感じがいたしております。

今日はですね、この前から女性部の会が2日の日にありまして、事務局と一緒に出席をいたしました。内容的には、やっぱり、今年もどこでも荒廃地の問題とか、農地集積が主でございました。女性部も一生懸命頑張っておりますので、今後とも私たち農業委員会も全体的に応援をいたしたいと思います。

それから、本日は推進委員さんも呼んで、農地パトロールの研修会を行いたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

○事務局長（東田 彰夫君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条によりまして、以降の議事の進行は、竹島会長にお願いしたいと思います。

また、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならないとなっております。携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（竹島 久利君） それでは、これより議事に入ります。

議事録署名人を指名いたしたいと思いますので、今回は、議事録署名人として、9番の大倉委員、1番の片山委員を指名しますので、よろしく申し上げます。

-----○-----

5. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、議案審議に入ります。

第15号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。

第15号議案、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権移転許可申請についてご説明いたします。

1番と2番は同一の申請になります。

受付日、令和元年6月18日、申請番号49号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、売買による所有権移転となります。

3番、受付日、令和元年6月24日、申請番号51号、譲渡人、譲受人、土地の所在等は記載のとおり、贈与による所有権移転となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。第15号議案は、農地法第3条1項の規定に基づく、所有権移転の許可申請でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いします。

5番、荒木委員、お願いします。

○5番（荒木 茂君） それでは、1番、2番についてご説明いたします。

申請地は、譲受人の所有の農地に隣接しており、今回売買による所有権移転がされました。7月20日、事務局と推進委員さんとで現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であると協議結果でございました。

ご審議の方、よろしく申し上げます。

それから、場所はですね、南関線、安原から四ツ山にきてます線で、下には養鶏場がありますね、あそこの養鶏場の前から北側に入ってすぐのところですよ。

以上です。審議よろしく申し上げます。

○議長（竹島 久利君） 続きまして、大倉委員、申し上げます。

○9番（大倉 公泰君） こんにちは、大倉です。第15号議案の農地法第3条が申請がありましたので、私たち3人で現場に確認をいたしました。確認いたしましたところ大変立派に農地は整理してありましたので、農地のほうは問題はないと思います。これに申請あがってるのが贈与と書いてありますけど、この贈与は親子関係でございますので、贈与する人がお父さんでされる方が息子さんでございますので、何の私としては、農地法3条上異常ないと思いますから、どうぞご承認のほどよろしく願いいたします。

○議長（竹島 久利君） はい、事務局、委員さんよりの説明が終わりましたが、現地調査に出向かれました推進委員さんに、補足的説明がございましたら挙手のうえ発言をお願いします。推進委員さん、よろしく申し上げます。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、委員さんより何かご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第15号議案について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第15号議案は、原案どおり決定をいたします。

続きまして、第16号議案、「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

今回の許可申請については、4番、末竹委員を関係とする案件が含まれておりますので、南関町農業委員会会議規則第10条の議案参与の制限に該当するため、随時退席をお願いし、また、9番、大倉委員については、全体の事業計画区内の農地以外の地目の土地を所有されている案件が含まれていることから、当該の案件の審議について、オブザーバーとしての出席を審議を行っていくことにいたします。

まず、申請番号1を議題といたします。

本件は、4番、末竹委員に関する案件でございますので、末竹委員の随時退席をお願いします。

それでは、4番、末竹委員が退席されましたので、事務局より内容の説明をお願いします。事務局の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、16号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の

転用許可申請についてご説明いたします。

1番、権利の種類は所有権移転、受付日、令和元年6月24日、申請番号52号、譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、転用の目的は個人住宅です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。

第16号議案、申請番号1は、農地法第5条第1項の規定に基づく転用許可で1件でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いします。

6番、西山委員さん、お願いします。

○6番（西山 良輔君） はい。16号議案、1番についてご説明いたします。

事業内容は個人住宅への転用許可申請です。

申請地は、譲受人の実家と同じ集落内にあり、譲渡人は譲受人の祖母になります。農地区分は、公共投資がされていない10ha未満の広がり農地であることから、第2種農地と判断されます。住宅面積が122.14㎡、駐車場用地として67㎡、浄化槽や庭などで277.86㎡で、合計で467㎡、妥当な面積だと思われま

す。資金計画、排水計画、排水同意、被害防除等も問題ありません。工事計画は、農地転用の許可日から令和元年12月31日までの予定です。許可後は速やかに申請にかかる目的どおり施工されるものと思われま

す。現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものと協議結果でございました。ご審議かたよろしく願いいたします。

○議長（竹島 久利君） はい、事務局、委員の説明が終わりましたが、現地に出向されました推進委員さんより、補足的な説明がございましたら、挙手の上、発言をお願いします。何かございませんか、推進委員さん。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、委員さんより何か意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

第16号議案、申請番号1は、原案どおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第16号議案、申請番号1は、原案どおり許可相当と意見決定をいたします。

申請番号1の審議が終了しましたので、退席の末竹委員は着席をお願いします。
末竹委員が席に戻られましたので、次に、申請番号2から15までを議題といたします。

本件は、9番、大倉委員に関係する案件でございますので、大倉委員はオブザーバーとして出席をいたします。

それでは、事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。

農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請の2番から15番についてご説明をいたします。

2番から15番は同一の申請になります。権利の種類は所有権移転、受付日、令和元年6月25日、申請番号53号、譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりで、転用の目的は太陽光発電設備です。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） はい、ありがとうございました。

第16号議案、申請番号2番から15番まで、農地法第5条第1項の規定による許可申請1件でございます。

ただいまの説明に関連し、現地調査に出向されました農業委員さんより説明をお願いします。

3番、菅原委員さん、お願いします。

○3番（菅原 和義君） 16号議案の2番から15番について説明いたします。

事業内容は、太陽光発電設備への転用許可申請です。事業面積は、農地が11,292㎡、農地以外が550,193㎡、合計で562,085㎡となっております。農地は4カ所に分かれており、農地区分は、公共投資がされていない概ね10haの広がりのない農地の団地であることから、第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、太陽光パネル設置用として、334,803.665㎡、パネルが100,000枚、調整池用地として、3カ所で16,506.948㎡、道路用地で4,485.741㎡です。造成森林として128,716.883㎡、残地森林として92,039.154㎡となっております。

また、農地法被害の法令の許認可の見込みとして、現地開発支援制度を熊本県農林水産部森林保全課に、また、里道水路の付替えまたは払下げ申請を、南関町役場建設課と協議中です。

資金計画、排水計画、排水同意、被害防除等も問題ありません。工事計画は、農地転用の許可日から令和元年12月31日までの予定で、許可後は速やかに申請にかかる目的どおり施行されるものと思われま

現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。

ご審議かたよろしく申し上げます。

○議長（竹島 久利君） 事務局、委員の説明が終わりましたが、委員さんより何かご質問、ご意見などございませんか。

○事務局（上田 賢君） では、事務局よりちょっと補足の説明をさせていただきたいと思えます。

農地が4カ所に分かれていることを委員の説明からありましたとおり、1カ所、2カ所、3カ所、4カ所に農地は分かれています。隣接またはくっついているような状態です。

場所はですね、国道443号線沿いからの直売所があるところから入った、町道はこちらになります。そのところになりますので、方角的には、東西443号線が走っておるところの北側になる場所になります。

農地の番号としてはですね、今回の申請番号からいたしますと、2番から11番までが、こちらの農地の集まりとしては、一番大きい集まりが2番から11番まで。次に、12番がその西側にある農地と、13番はその北側にあります。ちょっとものすごい小さいんですけど、この農地が13番です。14番、15番が一番北側にある農地となっております。

利用内容といたしまして、こちらの図面をご覧いただきたいんですが、まず、2番から11番の農地については調整池に、12番のところは、これは残地森林の部分になります。13番のところは通路または残地になります。14番、15番、これすみません、太陽光のパネルが乗ってるところだけが載ってるので、ここも残地になるという扱いです。こちらに関しましては、林地開発の許認可上、大きな林地の切り開きというか、開拓をするときは、その周辺に林地を残すようにというのがあったので、その部分に使われるという形のところもかなりあります。

以上、補足の説明とさせていただきます。

○議長（竹島 久利君） 林地開発の周囲はホウイ内から約、横まで30mぐらいをとるようになっているそうでございます。（私は発言権ななかじゃろ、発言権な。発言権ななかっでしょう。黙って座っとかなんと。発言権ななかっでしょうの声）
（いや、発言してよかでしょうの声）

○9番（大倉 公泰君） あのですね、大体道が6mぐらいでくっつとですね、今度は道路に、このパネルをするところは、大体いるところは。（道路がの声）道路を。そこに今度穴を掘ってですね、線ばいけるわけです。電気の線を、地下に。そしてですね、それは高圧線に持っていくわけです。先の高圧線。それで結構まだ時間かかる

とです。3年でできるかでけんかわからん。こっちの手前の高圧線じゃだめなんで、先の賢木の高圧線に持っていかんなら、普通の線ではもてんとでしよう、大きいから電波が。(出力が大きいの声) それ今、私が思うとが6mになればいいですけど、通学路ですからね、子どもが。それで、私も学校に行くときは前の日は絶対仕事はできない、帰るときもちょっとできないということを言おうかと思っておりますけど、危ないですからね。必ず掘ったときは必ず埋めてバリケードでもしてもろとかんなら、最悪入る可能性もあるけんですな。

そして今、この前、竹島会長と事務局が見ぎゃ行きなつたところは、あの本線を中尾の人たちはほとんど賛成なんですよ。あの道をですね、自分たちの通勤道路にするわけですたい。こっちが狭いでしょうが。以上です。

○議長(竹島 久利君) ほかに何かご意見ございせんか。(推進委員からひと言よかでしょうかの声) はい、どうぞ。

○推進委員・番(山口 勲君) 私は豊永の農地利用最適化推進委員の山口でございます。

現地をですね、見させていただきまして、非常に大規模で、また電気というとしゃがですね、地下水の涵養に非常に影響は与えるんじゃないだろうか。そして、特に現地は小原ですけど、その下には東豊永の水田なんかいっぱいあって、農地の転用は何も問題ないと思いますけど、現地がですね、あまりにも広いからですね、やっぱり調整池で図面にはちょっと載っておりましたけど、その調整池の運用というか、バルブは普通のときでも開けられるようにできるのか。それから、工事が終わって何十年経っても、ちゃんとその連絡先とか保守管理とか、そういうことをですね、何か付帯決議を付けてもらったらなあ、地元の方とちょっと話はいたしました。そういうあまりにも大規模だからですね、簡単に言うと何十年経ってから大丈夫かな、ちょっとそういう疑問は出ました。以上です。

○事務局(上田 賢君) それでは、今の点に関しまして、補足の説明になると思われるところをご説明させていただきます。

今回の開発の転用に関する申請についてですね、地元の小原地区と工事協定書のほうを結んであります。その中のですね、第10条のところに水質管理という部分があるんですけども、農業用水のところなんです、文言を読み上げさせていただきます。

造成工事着手前に溪流の沢水調査を行い、4つの沢の水量を把握し、各沢の水量を確保する井戸を工事着工前までに持つ申請者ですね、の費用で、4つの溪流すべてにボーリングを行い、水源を確保するというふうな工事協定を結んでございますので、その沢から流れる水が、恐らくそのまま下流に流れていってるんじゃないか

と推測するところです。いかがでしょうか。(はいそうですの声) そういう流れですかね。(ボーリングもしてあるけんですねの声) ならその分で水源は確保ができるかなあとと思いますが、山口推進委員さん、以上でよろしいでしょうか。

○推進委員・番(山口 勲君) そういう十分留意してくれという希望がありましたからちょっと披露しました。

○事務局(上田 賢君) 以上がまた補足の説明になるかなあとと思います。

○議長(竹島 久利君) 何かほかにございませんか。(山本ですの声) はい、どうぞ。

○8番(山本 精武君) この会社自体は、ほかにもこういう電力の(事業がの声) 事業をされてるんですか。(はい、してますの声) ああ、してる。(ほかにも事業をやっているかの声)

○事務局(上田 賢君) はい、よろしいでしょうか。では、事務局から説明させていただきます。

私がわかっているのでは、県内での何か所かと、これ他県の会社なので、そちらのほうの県内のほうでもされているように伺っております。

○9番(大倉 公泰君) パチンコ屋もですね、しよつですもん。そすと山鹿の今、オープンしたでしょうがコメリの横のなんがありますかそれから、〇〇〇〇、結構どこでんしとつとですよ。(結局売電先は九電さんの声) そうです。(自分で使うとじゃなくての声)(そうですね、全量売電という形になりますの声)(売電は九電の声) もう申請を今ごろしたっちゃ単価の安かろが言ったばってんが、もうはよから申請しとつたけんですね。

○議長(竹島 久利君) (一ついいですかの声) はい、どうぞ。

○7番(片山 カツ子君) 単純な疑問ですけども、耐用年数てどのくらいあるんですか、太陽光の。(一応20年が契約ですの声) 20年ですか。(九電との契約はこの手は20年だろの声)

○事務局(上田 賢君) 契約の、すみません、ここはちょっと私も正確なところはどうかわからないんですけど、全量売電するという契約期間は20年だったと思います。そして、太陽光パネル自体のですね、減価償却の期間は確か17年だったと思います。ちょっと機械の耐用年数とは違うかもしれないんですけど。あとは当然、だから本当にもつ期間というのは環境とかにもよるからですね、当然ちょっと一概には言えないところはあるかと思えますけど、確かそのような感じだったと思います。

○7番(片山 カツ子君) 20年後どうなるか。

(雑談)

○7番(片山 カツ子君) 20年後のその耐用年数が終わったあとがどうなるのか。

処理方法、大規模ですから相当なんかどうなるのかなて。産業廃棄物が山ほど出るんじゃないかとか。もう20年後は私いませんから。

○事務局（上田 賢君） 今の部分に関しましてですが、すみません、正式名称は私もちょっと説明難しいんですか、FIT（フィット）法という、FITのFIT（フィット）法というこの再生エネルギー関係に関する法律があるんですけども、その中で処理費用、最終的な太陽光パネルとかの処理費用ですね、その分は別に蓄えておくようにか、なんかしておくように求められているようになっております。なので当然そここのところは考えられているものだと思います。

○副会長（釘崎 眞貴子君） 先日ですね、産業廃棄物処理場のエコタウンというところに、日本で2つの規模のところに視察に行ったんですけども、今のところこの太陽光パネルの処理、処分がちょっと足りないということで、将来はもっと増えるということを見越して、まだ10年先、20年先は、もっと規模の大きいのにするように計画されてるそうです。だから、これも太陽光発電の処理は必ず増える一方だから、もっともっとそれを受け入れられる体制に持っていきたいということ聞いてはきました。

○事務局（上田 賢君） また補足説明なんですけども、工事協定書ですね、第11条の中に、産業廃棄物処理という項目がありまして、設置した設備関係のですね、耐用年数経過後の分については、申請者が南関町の小原地区以外に持ち出して処分するものとするというふうな形で協定を結んでおります。

○7番（片山 カツ子君） はい、わかりました。

○議長（竹島 久利君） ほかに何かございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第16号議案、申請番号2から15まで、原案どおり決定することに異議ありませんか。異議ありませんか。（何とも言いようがないなあ。地元の人が反対でなければですねの声）何て、（地元の人がね、反対でなければですね、そう強く発言する権利は私たちにはないと思いますけれど声）

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） それでは、異議なしと認め、第16号議案、申請番号2から15まで、原案どおり許可相当であることを意見決定をいたします。

続きまして、第17号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） はい、事務局よりご説明申し上げます。

第17号議案、農地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

1番、利用権等の種類は使用貸借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は1,398㎡、期間は10年間です。

2番から7番は同一の申請になります。利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は合計で6,041㎡、期間は10年で、中間管理事業となります。

8番と9番は同一の申請になります。利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は合計で4,147㎡、期間は10年間で中間管理事業となります。

10番、利用権等の種類は賃借権、面積は1,057㎡、期間は5年間で、中間管理事業となります。

11番、利用権等の種類は賃借権、貸人、借人、土地の所在等は記載のとおりです。面積は1,007㎡、期間は10年で、中間管理事業となります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（竹島 久利君） 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。

第17号議案について、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第17号議案は、原案どおり承認をされました。

-----○-----

6. その他

○議長（竹島 久利君） 次に、その他の報告事項でございます。

事務局よりの説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局より特にご用意はしておりませんが、すみません、名簿のほうはご準備しておりますので、あとでお配りいたします。以上です。

○議長（竹島 久利君） それから、委員の皆さん方から何かご質問、ご意見でもございませんか。全体について何かご質問ございませんか。（何でんいいですかの声）はい。

○9番（大倉 公泰君） 今、農業委員もただこういう会議ばかりで、何も土地が荒れてるところを再利用してですね、みんなで何か作物でも作って、幼稚園の生徒にやったり子どもさんにやったり、老人にやったりして、人助けをしたらいいかなあ

と思いますけど、皆さんの意見はどうでしょうか。

○議長（竹島 久利君） 今の質問ですけど、これは会議終了後、別の件として諮りたいと思いますので、（ああそうですかの声）よろしくお願いします。

その他や本件について何かご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、お諮りをいたします。本日の決議事件の字句の整理を議長に一任していただきたいと思いますので、異議ありませんか。

（はいの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆さん方の慎重審議ありがとうございました。これをもちまして議長の席を下りさせていただきます。

-----○-----

7. 閉 会

○事務局長（東田 彰夫君） はい、議長、会長、ありがとうございました。

それでは、閉会を副会長、お願いします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい、それではご起立ください。これをもちまして第5回の総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後2時08分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人